

大学共同利用機関法人自然科学研究機構工事等入札手続関連要領

平成16年4月1日
機 構 長 決 定

(趣旨)

第1 大学共同利用機関法人自然科学研究機構（以下「機構」という。）における施設整備事業に関する調査等（測量，地質調査その他の調査（点検及び診断を含む。）及び設計をいう。）及び工事（以下「工事等」という。）の入札手続については，大学共同利用機関法人自然科学研究機構会計規程（平成16年自機規程第25号）その他の規程等又はこれらに基づく特別の定めのあるもののほか，この要領の定めるところによる。

(条約の遵守)

第2 機構は，政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）を遵守するものとする。

(閣議了解事項等の遵守)

第3 第2に定めるもののほか，公共事業の入札・契約手続の改善に関する行動計画について（平成6年閣議了解）を遵守するとともに，「公共事業の入札・契約手続の改善に関する行動計画」運用指針について（平成8年文部省大臣官房文教施設部長通知国施第27号）の通知を準用するものとする。

(一般競争入札方式)

第4 一般競争入札方式の実施及び手続については，次のとおりとする。

- 一 施設整備事業実施のための工事入札手続のうち，1件につき予定価格が450万SDR以上の工事については，一般競争入札方式の実施について（平成6年文部省大臣官房文教施設部長通知文施指第70号）の通知を準用するものとする。なお，1件につき予定価格が450万SDR以上の工事において，一般競争入札を実施するための入札方式の手続については，一般競争入札方式の手続について（平成7年文部省大臣官房文教施設部指導課監理室長通知7施指第27号）の通知を準用するものとする。
- 二 施設整備事業実施のための工事入札手続のうち，1件につき予定価格が6千万円以上の工事については，一般競争入札方式の拡大について（平成18年文部科学省大臣官房文教施設企画部長通知17文科施第351号）の通知を準用するものとする。なお，1件につき予定価格が450万SDR未満の工事において，一般競争入札方式の拡大に伴う手続については，一般競争入札方式の拡大に伴う手続きについて（平成18年文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課契約情報室長通知17施企第

22号)の通知を準用するものとする。

三 前二項において準用する通知中「予算決算及び会計令」とあるのは「大学共同利用機関法人自然科学研究機構会計規程等」と、「契約担当官等」及び「支出負担行為担当官」とあるのは「契約事務責任者」と読み替えるものとする。

(入札執行回数)

第5 施設整備事業における入札執行回数については、文教施設整備事業における入札執行回数について(平成9年文部省大臣官房文教施設部指導課監理室長通知9施指第16号)の通知を準用するものとする。この場合において、同通知中「予算決算及び会計令」とあるのは「大学共同利用機関法人自然科学研究機構会計規程等」と読み替えるものとする。ただし、契約事務責任者が認めた場合は、この限りでない。

(一般競争入札方式において競争参加資格として用いる「一定の数値」)

第6 施設整備事業における一般競争入札方式において競争参加資格として用いる「一定の数値」については、一般競争入札方式において競争参加資格として用いる「一定の数値」について(平成7年文部省大臣官房文教施設部指導課監理室長通知7施指第18号)の通知を準用できるものとする。この場合において、同通知中「支出負担行為担当官」とあるのは「契約事務責任者」と読み替えるものとする。

(契約保証金の額)

第7 施設整備事業における一般競争入札の契約保証金の額については、一般競争入札対象工事における契約保証金について(平成13年文部科学省大臣官房文教施設部長通知13文科施第327号)の通知を準用するものとする。

(工事希望型競争入札方式)

第8 工事希望型競争入札を実施する場合には、工事希望型競争入札方式の実施について(平成18年文部科学省大臣官房文教施設企画部長通知17文科施第352号)を準用するものとする。この場合において、同通知中「支出負担行為担当官」とあるのは「契約事務責任者」と読み替えるものとする。

(内訳書の提出等)

第9 不正な入札の防止を図るため、入札金額の内訳書の提出及び取扱いについて(平成19年文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課契約情報室長通知19施指第16号)及び工事費内訳書の提出期限等について(平成17年文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課契約情報室長通知17施指第9号)の通知を準用するも

のとする。この場合において、同通知中「契約担当官又は支出負担行為担当官」とあるのは「契約事務責任者」と読み替えるものとする。

(数量公開)

第10 工事における数量公開については、工事における数量公開について（平成19年文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課契約情報室長通知19施企第13号）の通知を準用するものとする。

(入札時積算数量書活用方式)

第10の2 入札時積算数量書活用方式の実施については、文部科学省直轄工事における入札時積算数量書活用方式の試行について（令和元年文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部長通知元文科施第194号）の通知を準用するものとする。この場合において、同通知中「文部科学省直轄工事」とあるのは「自然科学研究機構が発注する工事」、「支出負担行為担当官」とあるのは「契約事務責任者」と読み替えるものとする。

(総合評価落札方式)

第11 工事に関する入札に係る総合評価落札のための本要領の運用においては、総合評価落札方式の実施について（平成17年文部科学省大臣官房文教施設企画部長通知17文科施第13号）の通知を準用するものとする。

なお、総合評価落札方式の実施に伴う手続きについては、総合評価落札方式の実施に伴う手続きについて（平成18年文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課契約情報室長通知17施企第20号）の通知を準用するものとする。この場合において、同通知中「支出負担行為担当官」とあるのは「契約事務責任者」と読み替えるものとする。総合評価落札方式の実施方針については、総合評価落札方式の実施方針について（平成19年文部科学省大臣官房文教施設企画部長通知19文科施第71号）の通知を準用するものとする。この場合において、同通知中「文部科学省」とあるのは「大学共同利用機関法人自然科学研究機構」と読み替えるものとする。また、工事に関する入札に係る総合評価落札方式の性能等の評価方法については、工事に関する入札に係る総合評価落札方式の性能等の評価方法について（平成18年文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課契約情報室長通知17施企第23号）を準用するものとする。

2 調査等に関する入札に係る総合評価落札のための本要領の運用においては、公共工事に関する調査及び設計に関する入札に係る総合評価落札方式の実施について（令和元年文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部長通知元文科施第404号）の通知を準用するものとする。この場合において、同通知中「文部科学省」とあるのは「大学共同利用機関法人自然科学研究機構」と読み替えるものとする。

なお、総合評価落札方式の実施方針については、設計・コンサルティング業務における総合評価落札方式の実施方針について（令和元年文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部部長通知元文科施第405号）の通知を準用するものとする。

（簡易型総合評価落札方式等）

第12 簡易型総合評価落札方式の実施に伴う手続については、簡易型総合評価落札方式の実施に伴う手続について（平成18年文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課契約情報室長通知17施企第21号）の通知を準用するものとする。また、工事に関する入札に係る総合評価落札方式の性能等の評価方法については、工事に関する入札に係る総合評価落札方式の性能等の評価方法について（平成18年文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課契約情報室長通知17施企第23号）を準用するものとする。

（実績評価型総合評価落札方式）

第13 実績評価型総合評価落札方式の手続きについては、実績評価型総合評価落札方式に伴う手続について（平成26年文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課契約情報室長通知26施企第1号）の規定を準用するものとする。

（施工体制確認型総合評価落札方式）

第14 施工体制確認型総合評価落札方式の手続きについては、施工体制確認型総合評価落札方式の試行について（平成26年文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課契約情報室長通知26施企第12号）の規定を準用する。この場合において、同通知中「支出負担行為担当官」とあるのは「契約事務責任者」と読み替えるものとする。

（新たな入札方式等への対応）

第15 今後、文部科学省の政策・施策の変化により生じた新たな入札または落札方式について、契約事務責任者が必要と認めた場合は、新たな入札又は落札方式を採用することができる。

（電子入札方式）

第16 工事請負契約等において競争入札をする場合は、電子入札方式で行い、文部科学省電子入札システムを利用するものとする。ただし、契約事務責任者が認めた場合は、この限りでない。

（競争参加資格等審査委員会の設置）

第17 施設整備事業実施のための競争参加資格等の審査に係る競争参加資格等審査委員会の組織運営等必要な事項については、機構が設置する大学共同利用機関の長が別に定める。

(入札監視委員会への審議依頼)

第18 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）及び公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（平成18年閣議決定）において第三者の意見を適切に反映する方策を講ずることとされていることを踏まえ、機構において審議事項が生じた場合には、大学共同利用機関法人人間文化研究機構、大学共同利用機関法人自然科学研究機構、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構及び大学共同利用機関法人情報・システム研究機構が共同で設置する4機構公共工事入札監視委員会に審議を依頼するものとする。

(苦情処理の手続)

第19 入札・契約の過程に係る苦情処理の手続については、工事等における入札・契約の過程に係る苦情処理の手続について（平成18年文部科学省大臣官房文教施設企画部長通知18文科施第185号）の通知を準用するものとする。この場合において、同通知中「支出負担行為担当官」とあるのは「契約事務責任者」と、「文教施設企画部長」とあるのは「機構長」と、第1の1中「工事においては予定価格が250万円以下のもの及び設計・コンサルティング業務においては予定価格が100万円以下のもの」は「工事及び設計・コンサルティング業務においては予定価格が500万円以下のもの」と読み替え、「並びに国の行為を秘密にする必要があるもの」とあるのは削除し、「入札監視委員会設置規則（平成30年3月22日文教施設企画部長決定）により設置される入札監視委員会」とあるのは「協定により設置された4機構公共工事入札監視委員会」と読み替えるものとする。

(契約内容に適合した履行がなされない恐れがある場合)

第20 契約内容に適合した履行がなされない恐れがあるため最低価格の入札者を落札者とし不在の場合の基準等については、文部科学省発注工事請負等契約規則第13条の基準の運用について（平成20年文部科学省大臣官房文教施設企画部長通知20文科施第351号）の通知を準用するものとする。この場合において、同通知中「1,000万円」とあるのは「2,000万円」と、「契約担当官等（会計法（昭和22年法律第35号）第29条の3第1項に規定する契約担当官等をいう。）」とあるのは「契約事務責任者」と読み替えるものとする。

2 予定価格が2億円以上の工事においては、低入札価格調査対象工事に係る特別重点調

査の試行について(平成21年文部科学省大臣官房文教施設企画部長通知20文科施第8045号)の通知を準用するものとする。この場合において、同通知中「支出負担行為担当官」とあるのは、「契約事務責任者」と読み替えるものとする。

(入札保証金)

第21 工事の品質確保を図るため不良不適格業者の排除を目的として、入札保証金に関する試行について(平成21年文部科学省大臣官房文教施設企画部長通知21文科施第6107号)及び入札保証金に関する試行に係る取扱いについて(平成21年文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課契約情報室長通知21施企第10号)の通知を準用するものとする。この場合において、同通知中「支出負担行為担当官」とあるのは「契約事務責任者」と、「歳入歳出外現金出納官吏」及び「政府保管有価証券取扱主任官」とあるのは「出納責任者」と、「国」、「国庫」及び「政府」とあるのは「大学共同利用機関法人自然科学研究機構」と、「会計法第29条の6第2項」とあるのは「大学共同利用機関法人自然科学研究機構会計規程第20条第3項」と読み替えるものとする。

(契約の保証及び前払金保証に係る保証証書等の電子化に関する取り扱い)

第22 契約手続きの電子化への対応として、文部科学省直轄工事及び建設コンサルタント業務等における契約の保証及び前払金保証に係る保証証書等の電子化について(令和5年文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設企画課契約情報室長通知4施企第44号)の通知を準用するものとする。この場合において、同通知中「文部科学省発注工事請負等契約規則」とあるのは「大学共同利用機関法人自然科学研究機構発注工事請負等契約要領」と、「支出負担行為担当官等」とあるのは「契約事務責任者」と読み替えるものとする。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成17年10月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成18年1月13日から適用する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成18年7月27日から適用する。

附 則

この要領は、平成19年12月18日から適用する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成20年9月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成21年1月28日から適用する。

附 則

この要領は、平成21年8月27日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成22年8月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成23年6月20日から適用する。

附 則

この要領は、平成24年1月12日から適用する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和2年8月1日から適用する。

附 則（令和5年3月28日改正）

この要領は、令和5年4月1日から適用する。